

松本市立特別支援学校設置事業及び源池小学校長寿命化改良事業設計業務 特記仕様書

1 業務内容

松本市立特別支援学校設置工事実施設計業務委託

2 履行期間

業務委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 履行場所

松本市立源池小学校普通・特別教室棟へ特別支援学校増築棟の併設（松本市県3-5-1）

4 委託内容

標記事業に係る実施設計業務を行うものであり、以下について履行するものとする。

(1) 工程表の提出

契約期間内における設計業務の実施工程及び業務遂行中における発注者との協議時期、資料等の提出時期を示したものを、監督職員と打合せのうえ作成し提出すること。

(2) 実施設計

基本設計及び計画施設内容を把握したうえ、構造、デザイン、納まり、技術、材料、工法、機能、工事費及びメンテナンスの良否などについて細部の検討を更に行い、施工者が設計内容を正確に読み取り、設計者の意図に合致したものを的確に造ることができるように、工事請負契約図書の一部として実施設計図書の形にまとめ、かつ工事費を適正に積算すること。

(3) 成果品の提出

項目	部数	規格	備考
設計図	4程度	A1, A2, A3	4部程度とし監督職員の指示による。(製本を含み、A-1規格はA-1折図製本1部、A-3版折図製本3部、A-2規格はA-2折図製本4部を原則とする) 原則、工事全てを同一製本とし、製本表紙及び背表紙には、工事名称を黒文字印字する。
図面データ	1	—	CDで提出 保存形式は、DXF、JWW形式及びPDF形式とし、監督職員の指示による。
構造計算書	2	A4	
設備計算書	1	A4	照度、機器容量、給水、排水、換気ほか
金入工事内訳書	1	A4	CDで提出 監督職員の指示する様式及び指示する表計算ソフトで作成
数量算出書	1	A3, A4	躯体数量は、打設部位毎の数量を明示すること。
複合単価内訳書	1	A4	建設工事標準歩掛（財団法人建設物価調査会）最新版を基本とし、他を使用した場合は、出典を明確にして、写しを添付すること。
見積書	1	A4	3社以上の見積書及び見積価格比較表

項目	部数	規格	備考
単価採用に用いた刊行物	1	—	建設物価、積算資料、建築コスト情報、建築施工単価等の採用した単価に目印を付けたもの、カタログ単価は、その写しとする。
外観パース	1	B3	額入り（アングル等打合せ・下書時打合せ確認）
内観パース	1	B3	額入り（アングル等打合せ・下書時打合せ確認）
特殊工法仕様書、選定理由書	1	A4	必要に応じて
許可申請書、協議書等	—	A4	添付図面を含み、規格は申請様式による。
数量算出等チェックシート	1	—	国土交通省ホームページ掲載の「営繕工事積算チェックマニュアル 建築工事編（新営工事）」、「営繕工事積算チェックマニュアル 電気設備編（新営工事）」、「営繕工事積算チェックマニュアル 機械設備工事編（新営工事）」参照のこと。 チェック項目内容が同等のものであれば、書式は自由とする。

(4) 工事計画工程表の提出

標記工事を施工するに必要な標準的工期を把握できるものを作成し提出すること。

(5) 各種申請、届け出、許可等手続きの代行

計画通知、建築許可申請、都市計画法に係る許可申請等、工事着手に必要な手続きを代行し、書類作成から提出、立会い及び許可書等の受領までを行うものとする。

計画通知に係る構造計算適合判定手数料は、受注者が支払うこと。

判定審査が不要の場合は、委託料を精算するものとする。

(6) 業務委託完了時の説明

設計委託契約の内容及び履行について記載された書類を提出し、内容を説明すること。

5 業務要領

(1) 設計図書の作成

ア 設計図書は建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事に分離して発注できるよう工事区分ごとに整理統合し、各々に一連の整理番号を付けて作成すること。

イ 工事の発注が工期ごと複数にわたるときは、各工期別に設計図書を作成すること。

ウ 設計図書には工事名、設計年月（引渡し年月）及び受注者名並びに建築士法第20条に基づく表示を行うこと。

エ 図面に記入する寸法の単位はメートル法により、寸法線の記載数字はmm単位で記入すること。

オ 盛土、整地等が必要な場合は、矩形断面図へ新旧G、Lを明示すること。

カ 工事に必要な仮設物（仮囲い、ゲート、工事用進入路など）がある場合は、仮設計 画図を作成し、位置、数量が解かるようにすること。

キ 増築が含まれる場合は既存建物の必要な箇所を図面化し、既存との取り付け部分の内容を図示し、納まりが解かるよう明示すること。

ク 仕様、材料、工法などは一般的な名称で明示すること。

ケ 使用する工事標準仕様書は、次のものの最新版とする。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」・「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」・「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」

コ 設備工事において、負荷計算等が必要な場合は計算書を提出すること。

サ 設計図の規格

原則は次のとおりとし、詳細については監督職員の指示によること。

【建築】

区分	名称	縮尺	備考
意匠図等	表紙	—	—
	図面リスト	—	—
	特記仕様書	—	監督職員が指示する様式による
	案内図	—	—
	配置図	1/100～1/500	屋外施設、外構工事を含む
	仮設計画図	1/100～1/500	—
	面積図・求積図	—	建築基準法用、交付金申請用
	仕上表	—	—
	工事区分表	—	—
	平面図	1/100～1/200	各階
	立面図	1/50～1/200	—
	断面図	1/100～1/200	—
	矩計図	1/20～1/50	—
	展開図	1/20～1/50	—
	平面詳細図	1/20～1/50	—
	断面詳細図	1/20～1/50	—
	一般詳細図	1/20～1/50	—
	部分詳細図	1/10～1/30	—
	建具キープラン	1/100～1/200	—
	建具図	1/20～1/50	—
	家具キープラン	1/100～1/200	—
	家具図	1/20～1/50	—
	各伏せ図	1/100～1/200	—
	昇降設備図	1/20～1/50	—
	外構図	1/100～1/200	—
	日影図	1/500～1/1,000	監督職員が指示した場合
	法規チェック図	—	—
	その他	—	監督職員の指示による
構造図	特記仕様書	—	—

区分	名称	縮尺	備考
構造図	図面リスト	—	—
	基礎・梁伏図	1/50～1/200	特殊基礎を含む
	基礎配筋図	1/20～1/50	—
	軸組図	1/50～1/200	—
	柱・梁配筋リスト	1/20～1/50	—
	架構配筋図	1/20～1/50	—
	鉄骨架構図	1/20～1/50	—
	雑配筋図	1/20～1/50	—
	その他	—	—

【設備関係】

区分	名称	縮尺	備考
共通	表紙	—	—
	図面リスト	—	—
	特記仕様書	—	—
	工事区分表	—	必要に応じて
	案内図	1/100～1/500	—
	配置図	1/100～1/500	—
	機材等指定表	—	監督職員の指示する様式による
	その他	—	監督職員の指示による
電気	受変電設備図	1/50～1/200	—
	幹線図、系統図	1/50～1/200	—
	電灯設備配線図	1/20～1/50	—
	照明器具姿図	1/20～1/50	—
	分電盤回路図、姿図	1/20～1/50	—
	動力設備配線図	1/10～1/30	—
	火災報知器設備図	1/50～1/200	—
給排水、衛生、ガス	各階配管平面図	1/50～1/200	—
	便所、ポンプ室、機械室平面図、断面図等	1/50～1/200	—
	系統図	1/50～1/200	—
	機械図(高架水槽等)	1/50～1/200	—
	器具取付詳細図	1/20～1/50	—
	器具表	1/20～1/50	—
	屋外設備図	1/50～1/200	—

区分	名称	縮尺	備考
空調	ダクト配管 各階平面図	1/50~1/200	—
	ダクト配管系統図	1/50~1/200	—
	機械室平面図、 断面図	1/50~1/200	—
	各階詳細図	1/20~1/50	—
	機器類姿図	1/20~1/50	—
	自動制御盤平面図、 展開、系統、 各部結線図	1/50~1/200	—
	消火設備図	1/50~1/200	—
	屋外設備図	1/50~1/200	—

(2) 工事内訳書の作成

ア 積算は原則として「公共建築工事積算基準」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版）によること。

イ 工事内訳書の書式は監督職員の指示するものとし、項目の組立ては打合わせること。

ウ 採用単価については予め、監督職員と打合わせを行い適正化に努めること。

参考）採用単価は次による。

(ア) 刊行物（建設物価・建築コスト情報・積算資料・建築施工単価資料の最低価格とする。また、刊行物採用地域基準は松本＞長野＞東京＞関東＞全国とする。）

(イ) 複合単価

(ウ) 業者見積り（原則3社以上の見積りを取り、最低価格を採用する。）

エ 内訳書の細目数量は、小数点以下第1位とし、100以上の場合は整数とする。また、一式とする場合は別紙明細を作成すること。

オ 内訳書備考欄へは、刊行物を採用した場合は「刊行物」、複合単価を採用した場合は「複合単価」、業者見積を採用した場合は「見積」と表記すること。

カ 擁壁、整地等の造成工事・門扉、フェンス、構内舗装等の外構工事・建物や施設の移転・取り壊し工事等が必要な場合は必ず積算すること。

キ 工事用進入路の取り付け復旧など工事施工に欠かせないものは積算すること。

ク 原則として棟別、構造別などのものは各々項目を設け、積算すること。

(3) 根拠資料の作成

ア 基礎構造等の選定根拠（杭基礎とすることは、工法及び径などのコスト比較資料）

イ 電線、配管の径の決定及び特殊工法等の採用根拠

ウ 特殊な仕上げ材料等の決定根拠（耐久性、価格などの比較資料）

エ 産業廃棄物の処理方法と単価の根拠

(4) その他

ア 積算項目、積算数量及び採用単価などの間違いによる、工事着手後の設計金額の変更が生じないように充分精査すること。

イ 設備工事等で供給者との事前協議が不十分であることが原因で、工事着手後の設計金額変更が生じないように充分留意すること。

ウ 関係法規を遵守し、設計業務開始当初から関係監督官庁と入念に打ち合わせを行い、設計業務の効率化に努めること。